

各 位

会 社 名 ア マ ノ 株 式 会 社  
代 表 者 名 代表取締役社長 山 崎 学  
(コード番号 6436 東証プライム市場)  
問 合 せ 先 執行役員  
経営企画本部長 室 井 清 孝  
(TEL: 045-439-1591)

## 役員向け業績連動型株式報酬制度の継続および 一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2017年度より導入している当社の取締役（社外取締役、国外居住者を除く。）および委任契約を締結している執行役員（国外居住者を除く。以下、取締役と併せて「取締役等」という。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」という。）の継続および一部改定に関する議案について、2026年6月29日開催予定の第110回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

### 記

#### 1. 本制度の継続について

当社は、2026年8月末日に信託期間が終了する本制度について、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、信託期間を3年間延長します。なお、継続後の本制度は、2027年3月末日で終了する事業年度から2029年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度を対象とします。

#### 2. 本制度の改定後の内容等について

##### (1) 現行の本制度の概要

本制度は、対象会社が拠出する対象取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、対象取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。

##### (2) 本制度の改定内容

当社は、2026年4月から2029年3月までの3ヵ年の新中期経営計画（以下「本中期経営計画」という。）を策定しました（その概要は本日付の決算短信をご参照ください）。

今回の改定は、本中期経営計画の目標達成に向け、対象取締役等の報酬と会社業績との連動性をより一層高めるため、対象会社が拠出する金員の上限を、3事業年度を対象として、合計1,200百万円（うち当社分1,110百万円）に改定するものです。

①対象会社が拠出する金員の上限

改定前	改定後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3事業年度を対象として</li> <li>合計 <u>900 百万円</u> (うち当社分 <u>810 百万円</u>)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3事業年度を対象として</li> <li>合計 <u>1,200 百万円</u> (うち当社分 <u>1,110 百万円</u>)</li> </ul>

なお、その他本制度内容に変更はございません。従前の本制度内容については、2016年4月25日付「役員向け業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」および2023年4月26日付「役員向け業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

(ご参考) 信託契約の内容

- ①信託契約日                    2017年8月2日 (信託期間延長のため2026年7月に変更予定)
- ②信託の期間                    2017年8月2日～2026年8月31日  
(2026年7月の信託契約の変更により、2029年8月末まで延長予定)
- ③制度開始日                    2017年9月1日
- ④議決権行使                    行使しないものとします。
- ⑤取得株式の種類                当社普通株式
- ⑥信託金の上限額                1,200百万円 (予定)
- ⑦株式の取得時期                2026年8月3日 (予定) ～2026年8月31日 (予定)
- ⑧株式の取得方法                株式市場より取得

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあるものとします。

以 上